

災害救助法の適用地域のご契約者様へ

平成 27 年 9 月 14 日

エース貸付少額短期保険株式会社

平成 27 年台風第 18 号等による大雨により、被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、被災地域の皆様には一日も早く復旧されますようお願い申し上げます。

今回の災害につきまして、下記地域に災害救助法が適用されました。

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様に「継続契約の契約締結手続き」や「保険料払込（保険料のお支払い）」が一定期間猶予される特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望されるご契約者様は下記の担当窓口にお申し出ください。

適用の猶予期間には制限がございますので、ご注意ください。よろしくお願い申し上げます。

ご契約者様からのお申し出により次の猶予が適用されますので、下記の担当窓口までお申し出ください。

1. 継続契約の契約締結手続きの猶予

災害救助法の適用日から 2 週間を限度に保険継続の契約手続きが猶予されます。

2. 保険料払込の猶予

災害救助法の適用日から 2 ヶ月間を限度に保険料払込（保険料のお支払い）が猶予されます。

被害のご連絡ご相談も承っておりますので、下記の担当窓口までお問合せください。

担当窓口 : フリーダイヤル : 0120-103-083

受付時間 : 月～金 午前9時～午後5時 ※但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

災害救助法適用の状況（平成 27 年 9 月 12 日 現在）

法適用日	災害救助法適用市町村	
平成 27 年 9 月 9 日	茨城県	古河市（こがし） 結城市（ゆうきし） 下妻市（しもつまし） 常総市（じょうそうし） 守谷市（もりやし） 筑西市（ちくせいし） 坂東市（ばんどうし） つくばみらい市（つくばみらい市） 結城郡八千代町（ゆうきぐんやちよまち） 猿島郡境町（さしまぐんさかいまち）

法適用日	災害救助法適用市町村	
平成 27 年 9 月 9 日	栃木県	栃木市（とちぎし） 佐野市（さのし） 鹿沼市（かぬまし） 日光市（にっこうし） 小山市（おやまし） 下野市（しもつけし） 下都賀郡壬生町（しもつがぐんみぶまち） 下都賀郡野木町（しもつがぐんのぎまち）
平成 27 年 9 月 10 日	宮城県	仙台市（せんだいし） 栗原市（くりはらし） 東松島市（ひがしまつしまし） 大崎市（おおさきし） 宮城郡松島町（みやぎぐんまつしままち） 黒川郡大和町（くろかわぐんたいわちょう） 加美郡加美町（かみぐんかみまち） 遠田郡涌谷町（とおだぐんわくやちょう）

なお、本特例措置の適用期間に関しては、事態の推移により、延長することがあります。

以上